

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市沖洲コミュニティセンターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例	
根 拠 条 項	第 9 条	
連 絡 先	沖洲コミュニティ協議会 (電話 6 6 4 - 7 1 3 9)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第 2 条 条例第 9 条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】 1 登録町内会、自治会及び各種協力団体等の室利用料金は、表示額の 2 割とする。ただし、算出した金額が 5 0 0 円以下になる場合は、5 0 0 円とする。 2 毎週 1 回以上利用があつて、月 4 回程度の定期利用者については、1 割引で利用できる。 3 1 日で、1 階全室利用の場合は 1 割引で利用できる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定 (令和 6 年 3 月 1 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)